

【厚生年金基金】 代行部分の分離計算 延期（続報）

代行部分の分離計算の実施時期の延期に関し、信託協会を通じ、以下の内容が厚生労働省から確認できました。

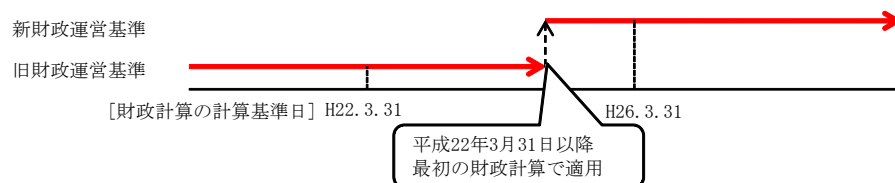
- ・代行部分の分離計算は、平成22年3月31日以降を基準日とする財政計算（※）から適用することになります。

（※）財政計算には、継続基準抵触による財政計算や財政再計算、加入員数大幅変動による変更計算のほか、加算部分の制度変更計算なども含まれます。なお、新基準への移行のみを目的とした財政計算を行うことも認められる模様です。

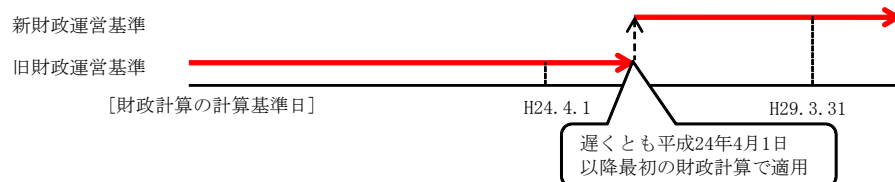
- ・ただし、平成24年3月31日までの間は旧基準で財政計算を行うことを可能とする経過措置が設けられます。この経過措置を適用する場合は、遅くとも平成24年4月1日以降を基準日とする財政計算から新基準を適用することになります。

（ご参考1）新基準の適用時期のイメージ

<経過措置を適用しない場合>



<経過措置を適用する場合>



（ご参考2）8月12日のPENSION NEWS：代行部分の分離計算 延期（速報）

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/090812pnpasdsml324.pdf>

